

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年12月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2100050号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2100073号

第1 結論

請求者のA事業所における平成23年9月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年9月から平成24年8月までの標準報酬月額については、16万円を20万円に訂正する。

平成23年9月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年9月1日から平成24年9月1日まで
ねんきん定期便には、請求期間の標準報酬月額は16万円と記載されているが、給与支払明細書は約18万円なので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によると、請求者のA事業所における請求期間の標準報酬月額は16万円と記録されているところ、請求者が提出した平成23年分及び平成24年分の給与所得の源泉徴収票並びに給与支払明細書から、標準報酬月額は20万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

一方、前述の源泉徴収票及び給与支払明細書から、オンライン記録により確認できる標準報酬月額16万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額16万円は、オンライン記録の標準報酬月額16万円と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、報酬月額に基づく標準報酬月額20万円は、オンライン記録の標準報酬月額16万円を超えていることから、請求期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100186 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100024 号

第 1 結論

平成 14 年 4 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日までの請求期間について、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正すること及び納付した期間に訂正することのいずれも認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日まで

私は、20 代から個人事業をしており、収入が少なかった為、国民年金保険料が全額免除とされていた。年金記録の免除期間が短く、請求期間が全て未納になっているのは間違っている。A 市に在住時、年金事務所への免除申請を行っていたか、納付をしていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、請求期間前後の平成 11 年 3 月から平成 14 年 3 月までの期間及び平成 24 年 7 月から令和 2 年 6 月までの期間は、いずれも国民年金保険料の全額免除期間とされている。

そして、請求者に係る住民票によると、請求者は平成 23 年 6 月 25 日に A 市から B 市に住所を変更したことが確認できるところ、請求者の国民年金について A 市は、文書保存年限の 3 年が経過しているため、請求者が請求期間の免除申請を行ったことを確認できる資料はない旨回答し、また、請求者に係る免除申請状況を確認できる資料として B 市が提出した電算データ免除状態履歴によると、平成 24 年 7 月から平成 30 年 6 月までの免除承認期間は確認できるものの、請求者が請求期間において免除が承認されていたことは確認できない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付について納付時期や納付月数等の具体的な状況を記憶していない。

さらに、日本年金機構は、社会保険オンラインシステムにおいて旧姓を含む氏名検索を行ったものの、*以外に請求者へ払い出された基礎年金番号は確認できない旨回答している。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間である上、平成 14 年 4 月に国に収納事務が一元化された後のものであり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、年金記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を免除されていた又は納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていた又は納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたと認めること及び納付していたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100042 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 2100001 号

第 1 結論

昭和 32 年 5 月 29 日から昭和 38 年 12 月 31 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 5 月 29 日から昭和 38 年 12 月 31 日まで

支給済期間 : ① 昭和 32 年 5 月 29 日から昭和 34 年 8 月 10 日まで
② 昭和 35 年 2 月 9 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 5 月 7 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 35 年 8 月 8 日から昭和 38 年 12 月 31 日まで

A社に勤務した期間(27月)については、脱退手当金を受給した記憶があるが、B社に勤務した期間(計2月)及びC社に勤務した期間(40月)については、脱退手当金の請求をしていないし、受給もしていない。C社は結婚で退職したが、その後も引き続きパートで勤務することになっていた。

また、年金記録の脱退手当金の支給日が、退職と同日の昭和 38 年 12 月 31 日となっており、在籍中に受給することは考えられず、記録が不自然である。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、支給済期間①に係る脱退手当金を受給したことを認めているところ、オンライン記録上の脱退手当金支給額は、支給済期間①と支給済期間②、③及び④とを計算の基礎とした脱退手当金の支給額となっており、計算上の誤りはなく、請求者の記憶する額ともほぼ一致することから、支給済期間②、③及び④に係る脱退手当金についても支給済期間①に係る脱退手当金と併せて受給したと考えられる。

また、請求期間中の請求者に係る年金記録は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号(以下「被保険者記号番号」という。)で管理されていること、当該被保険者記号番号は請求期間後の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号とは別の被保険者記号番号となることが確認でき、請求期間に係る脱退手当金を受給したためにこれらの被保険者記号番号が異なっているものと考えられる。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金の支給日が被保険者資格喪失日と同日とされていることのみをもって、脱

退手当金を受給していないものと認めることはできない。